

緑化協定書

池田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）

とは、池田市環境保全条例第60条の規定に基づき、次のとおり緑化に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の事業による自然環境の壊変を最小限にとどめ、積極的に当該土地の緑化を図るため、甲と乙が一致協力して最善の措置を講じ、良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

（事業の概要）

第2条 乙が行う事業の概要は、次のとおりとする。

- （1）事業の場所
- （2）事業の種類及び目的
- （3）事業計画
- （4）事業の着手及び完了予定日

（緑に対する措置）

第3条 乙は、事業の実施にあたっては、がけ崩れ、土砂の流出、地すべり、出水等の災害の防止に適切な措置を講じるとともに、事業地内の緑化を図るものとする。

（報告及び調査）

第4条 甲は、乙が行う事業の実施状況について、乙に対し必要な報告を求めかつ、立ち入り調査を行うことができるものとする。

（違反時の措置）

第5条 甲は、乙がこの協定に違反した場合、乙から事情を聴衆し、その程度に応じて改善処置を指示できるものとし、乙は、これに従うものとする。

（協議）

第6条 乙は、その事業計画（緑化に対する措置計画を含む。）を変更しようとするときは、事前に甲に協議するものとする。

2 この協定に定めない事項、疑義が生じた事項、改定を必要とする事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲と乙が記名捺印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 池田市
代表者 池田市長 瀧澤 智子

乙

別記

- 位置図、現況図、平面計画図、断面図、植栽計画図、その他必要な図面を添付するものとする。
- 各種行為に応じ協議の整ったものについて、具体的に記述し添付するものとする。